

甲佐町地域公共交通計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本町では、甲佐町地域公共交通計画の策定に向け、甲佐町内の公共交通の現状分析を行ったうえで、町民の移動に関する調査、交通に関する問題・課題の整理を行い、地域の実情に合った有効かつ実現可能な交通計画の導入を行う必要があることから、本委託業務を行うものである。

本要領は、甲佐町地域公共交通計画策定支援業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）で選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

甲佐町地域公共交通計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「甲佐町地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

(4) 委託者

甲佐町地域公共交通会議 会長 甲斐 高士

(5) 委託見積限度額

金9,760,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案内容に関わらず、この限度額を超える提案は無効とする。

3 参加資格要件

甲佐町地域公共交通会議との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であり、本要領及び関係法令等を遵守し、仕様書に基づく業務を遂行できる十分な資力及び信用を有する法人格を有する者であること。また、次のすべての要件を満たしている者とする。なお、参加資格要件の確認基準日は、参加申請受付日とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 国、地方公共団体又は甲佐町指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成5年甲佐町告示第21号）第2条又は第3条の規定による指名停止措置を受けていない者

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けていない者

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る破産の申立てを含む。）がなされていない者

(5) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていない者、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっていない者

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- (8) 会社法（第17年法律第86号）第514条に基づく特別清算開始命令がなされていない者
- (9) 国税・都道府県税・市町村税等を滞納していない者（※1）
- ※1 所得税、法人税、復興特別所得税、消費税、事業税、地方消費税、固定資産税、自動車税、住民税等（県民税、市町村民税等（※2））
- ※2 町内在住の方については、町税、使用料その他本町及び甲佐町水道事業に対する料金の滞納がないこと。また、町税以外の債務の履行状況について調査されることに同意する者
- (10) 過去において、以下の行為を一度でも行ったことがない者
- A 甲佐町（以下、「本町」という。）との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。
- B 本町が執行した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた、又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正な利益を得るために連合した。
- C 本町と事業者が契約を締結とすること又は契約者が契約を履行することを妨げた。
- D 本町の監督又は検査（地方自治法第234条の2第1項の規定によるもの）の実施に当たり職員の実行を妨げた。
- E 本町との契約において正当な理由なく契約を履行しなかった。
- (11) 次に規定する暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は法人の代表者又は役員が暴力団員（法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない
- A 甲佐町暴力団排除条例（平成23年甲佐町条例第7号）第2条第2号から第5号までに該当する者
- B 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に違反している事実がある者
- (12) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力でない者
- (13) 過去3年度以内（令和5～7年度）に、地域公共交通計画策定業務の受注実績を有する者

4 スケジュール

内 容	期 間
公募・質問受付開始	令和8年5月11日（月）
質問受付締め切り	令和8年5月15日（金） 午後5時まで
質問に対する回答	令和8年5月18日（月）
参加申込書提出期限	令和8年5月21日（木） 午後5時まで
企画提案書提出期限	令和8年5月27日（水） 午後5時まで
第一次審査（書類審査）結果通知 ※	令和8年5月29日（金）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和8年6月5日（金）
審査結果通知	令和8年6月中旬予定
契約締結・受託業務開始	令和8年6月中旬予定

5 質問及び回答

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合には、質問用紙（様式第7号）に記載し、電子メールで提出すること。また、提出時には、別途電話により提出先へ電子メールの受信確認を行うこと。

(1) 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時まで

(2) 提出先

甲佐町地域公共交通会議事務局

（甲佐町役場 企画課内） kikaku01@kosa.kumamoto.jp

電話 096-234-1115

(3) 提出時のメールタイトル

【〇〇（社名）】甲佐町地域公共交通計画策定支援業務委託に関する質問

(4) 回答方法

回答は甲佐町ホームページにて公表する。

6 参加申込み

参加を希望する者は、期限までに次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

① プロポーザル参加申込書（様式第1号）

② 誓約書（様式第2号）

③ 会社概要等（様式第3-1号）

④ 全部事項証明書の写し（提出日の3ヶ月以内に発行されたもの）

⑤ 登記簿謄本に掲載されている役員名簿一覧（様式3-2号）

⑥ 国税、地方税（都道府県税・市町村税）に未納がないことを証明する書類（3ヶ月以内に発行されたもの）

※①～⑥まで、各1部を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年5月21日（木）午後5時まで

(3) 提出先

「13. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

(5) 辞退の場合

プロポーザル参加申込書（様式第1号）を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第8号）を提出すること。

7 企画提案

参加申込書を提出した者は、次により企画提案書提出書（様式第4号）等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

① 企画提案書提出書（様式第4号）

② 業務に関する実績（様式第5-1号、様式第5-2号）

（過去に受託したことのある自治体に納品した成果品（計画の製本版）を1件選定し、6部提出すること。なお、提出する成果品は、納品物そのもの（原本）でなくとも差し支えない。A4版、フルカラー印刷されたものであれば可とする。）

③ 本業務の実施体制（様式第6号）

④ 本業務における工程表（任意様式）

⑤ 企画提案書（任意様式）

⑥ 提案価格（見積書等）（任意様式）

※宛名は「甲佐町地域公共交通会議 会長 甲斐 高士」とすること。

※正本のみ代表社印等を押印すること。

※消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

※積算の内訳を記載すること。

【企画提案書の構成】（任意様式）

1. 業務の実施体制

ア. 業務総括責任者をはじめ、従事予定者の氏名、経歴、担当業務等について記載すること。

イ. 業務の執行体制を図示するとともに、併せて当町との連携体制について記載すること。

2. 企画提案（以下の内容について、簡易・明瞭に記載すること。）

ア. 本業務に対する基本的な考え方（現状と将来ビジョン）

イ. 仕様書に記載された業務に関する提案

ウ. その他提案業務

エ. 業務実施計画（スケジュール等）

- (2) 提出部数
6部（正本1部、副本5部）
- (3) 提出期限
令和8年5月27日（水）午後5時まで
- (4) 提出先
「13. 問い合わせ先」に記載する担当窓口
- (5) 提出方法
持参又は郵送（提出期限必着）
- (6) 編冊方法
 - ・提案書は、A4版・縦型・横書き・片面印刷でA4版2穴ファイル等に編冊し、目次及び頁番号をつけること。また、ファイル等の表紙及び背表紙には、タイトルを「甲佐町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル企画提案書類」とすること。
 - ・正確かつ簡潔な内容とし、過大なものにならないように留意すること。

8 第一次審査（書類審査）

審査は、甲佐町地域公共交通会議が設置する「甲佐町地域公共交通計画策定支援業務に係る業務委託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の事務局が行う。参加申し込み事業者が6者以上の場合、事務局において一次審査を実施し、第二次審査（プレゼンテーション）に進む事業者（第二次審査対象者）を5者選定する。

※参加申し込み事業者が6者未満の場合は一次審査を実施しない。

(1) 審査方法

提出書類に基づき、下表〈審査項目①〉により審査し、合計点数の高い順に第二次審査対象者を5者選定する。

ただし、合計点数が同点となり、上位5者を超える場合（6者以上となる場合）は、合計点数が同点となった者のうち、提案価格が最も低い者を優先とする。

〈審査項目①〉

No.	審査項目	評価の視点	配点 (点)	
1	業務実績	過去3年以内の同種・類似業務（地域公共交通計画策定支援業務）の実績は十分か	10	25
2	実施体制	業務の実施体制・担当者の配置状況が的確かつ適正であり、業務が実施できる体制であり、業務が実施できる体制が整っているか	15	
3	提案価格	最低提案価格を満点（10点）で1位とし、2位以下の者の得点は1位の提案価格との比率により次の計算式により算出する。 〈計算式〉 配分点×（最低価格/当該者の提案価格） ※得点は小数点第2位以下を四捨五入する。	5	5
合計			30	30

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、全参加申込事業者に対して電子メールにて通知する。

なお、審査は厳正に行うことから、審査結果についての異議の申し立ては一切受け付けない。

9 第二次審査（プレゼンテーション）

(1) 開催日時

令和8年6月5日（金）

詳細については別途連絡する

(2) 発表時間

1事業者あたり30分程度

（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度）

(3) プレゼンテーションの方法

- ・会場への入室は1事業者あたり3名以内とする。
- ・追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いたプロジェクター投影による説明は可能とする。
- ・プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは事務局で用意するが、提案事業者において準備することも可とする。その他必要な機材等は各自用意すること。
- ・プレゼンテーションについては、原則対面によるが、やむをえない理由による場合は、事前に承諾を得て、リモートでの参加も認めるものとする。
リモートの参加を希望する場合は、以下の事項を遵守すること。

①審査の円滑な実施のため、提案内容を熟知した主要担当者が1名以上、必ず会場に出席すること。

- ②リモート参加に必要な機器、通信環境、オンライン会議システム等の準備は、提案者の責任において行うこと。なお、通信トラブル等により審査が実施出来ない場合であっても、本会議※は一切の責任を負わない。
※本会議とは、「甲佐町地域公共交通会議」のことを指す。

(4) 審査方法

提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、下表〈審査項目②〉により選定委員会にて審査する。

審査員ごとの総評価点をもとに各提案事業者に順位をつけ、その順位による点数（以下「順位点」という。）を付し、順位点の合計が最高の者を契約予定者として選定する。

〈審査項目②〉

No.	審査項目		審査基準	配点 (点)	
	大項目	中項目			
1	書類審査 (事務局審査)	① 業務実績	(1) 過去3年以内の同種・類似業務（地域公共交通計画策定支援業務）の実績は十分か	10	30
		② 実施体制	(1) 業務の実施体制・担当者の配置状況が的確かつ適正であり、業務が実施できる体制が整っているか	15	
		③ 提案価格	(1) 最低提案価格を満点（10点）で1位とし、2位以下の者の得点は1位の提案価格との比率により次の計算式により算出する。 【計算式】 配分点×（最低価格/当該者の提案価格） ※得点は小数点第2位以下を四捨五入する。	5	
2	企画提案書 (委員による審査)	④ スケジュール管理	(1) 期間内に確実に履行できる計画的なスケジュールとなっているか	10	150
		⑤ 本町の特性と現状の把握	(1) 甲佐町総合計画及び関連計画等を踏まえた上での提案となっているか (2) 公共交通の現状の調査分析手法が適切な提案になっているか	30	
		⑥ 本町の問題点と課題の整理	(1) 町民ニーズ等を把握するにあたって、調査分析手法が適切な提案になっているか (2) 公共交通に関する町の課題が分析され、実情に即したものとなっているか (3) 課題に対し効果的で実現性の高い解決の方向性の提案がなされているか	40	
		⑦ 本町の地域公共交通の将来像	(1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する基本的な方針について提案がなされているか (2) 計画の達成状況の評価方法について提案がなされているか	40	
		⑧ 会議の運営支援	(1) 資料の作成や会議への参加等、包括的な支援が期待できるか	30	
	プレゼンテーション （委員による審査）	⑨ 説明能力・成果品の配慮等	(1) 説明は分かりやすく、論理的であったか (2) 質疑に対する的確に回答できているか (3) 成果について見る側の目線に立ち、分かりやすく、見やすいようにレイアウト等に配慮してあるか	10 10	20
合 計				200	200

〈順位点の考え方〉

n=提案事業者数 m=順位とする	順位点= $n-(m-1)$ 点 (例) 提案事業者が5者の場合 1位の順位点 … $5-(1-1)=5$ 点 5位の順位点 … $5-(5-1)=1$ 点
---------------------	---

- (5) 最低基準点
総評価点が配点(200点)の6割に満たない場合は、候補者から除外する。
- (6) 候補者の選定
審査の結果、順位点が最も高い者を第一位の候補者とする。なお、参加する者が1者のみの場合、審査の結果においてすべての審査委員の評価点数が最低基準点(120点)を満たすときは、当該提案者を候補者とする。
- (7) 除外要件
提案価格が委託見積限度額を上回る場合は、選定の対象から除外するものとする。
- (8) 順位点の合計が同点の場合の措置
順位点が同点の場合は、総評価点から提案価格の評価点を除いた総評価点が最高の者を第一候補者として決定する。それでも、同点となる場合は、企画提案書の点数が最高の者を第一候補者として決定する。
- (9) 審査結果の通知
審査の結果は、選定委員会終了後、各提案事業者に対して文書にて通知する。なお、審査は厳正に行うことから、審査結果についての異議の申し立ては一切受け付けない。
- 10 契約に関する事項
契約については、甲佐町財務規則に準ずる。
- (1) 契約の締結
審査の結果、原則契約予定者として決定した者と甲佐町地域公共交通会議との協議により契約を締結するが、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には、次点者と協議の上、契約を締結する。
- (2) 契約保証金
契約に際しては、甲佐町財務規則第71条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。
契約保証金の納入に関しては、甲佐町地域公共交通会議が発行する納入通知書により、支払期限までに金融機関等に払い込むこと。ただし、甲佐町財務規則第72条に該当する場合、契約保証金を免除する。
- 11 失格事項
参加者及び契約予定者と決定した事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プロポーザルの参加資格又は契約予定者の決定を取り消すものとする。
- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出されたとき。
(2) 提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
(3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。
(4) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

12 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出に係る費用及びプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類は提案内容の審査及び契約予定者の特定以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された企画提案書等を了解なく公表、使用してはならない。
- (5) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等の整備に努め、事業完了後においても5年間保存するものとする。
- (6) 本要領に定めのない事項、あるいは疑義が生じた事項については、委託者と受託者の協議によりこれを解決するものとする。
- (7) 受託者は、本事業を一括して再委託することはできないものとする。ただし、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りでない。
- (8) 企画提案書の著作権は、その提案者を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより、本町が無償で使用できるものとする。

13 問い合わせ先

甲佐町地域公共交通会議事務局（甲佐町役場 企画課内）

住 所 〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4（庁舎2階）

電 話 096-234-1115

F A X 096-234-3964

E-mail kikaku01@kosa.kumamoto.jp